特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民記録 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に 会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年3月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報フ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もつて、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村におけるである。また、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付・⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 11に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、係し番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、第35条(個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、第35条(個人番号カード、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、第35条(個人番号カード)第35条(個人番号)第355条(個人番号)第46年)第46年)第46年)第46年)第46年)第46年)第46年)第46年
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. コンビニ交付システム 6. 戸籍システム 7. 既存住基システム(標準化後)
2. 特定個人情報フ	アイル名
(1)住民基本台帳ファイ (2)本人確認情報ファイ (3)送付先情報ファイル	、 ル
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)

・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)

法令上の根拠

	・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち、 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、6、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、110、115、118、124、127、130、129、132、136、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、158、160の項) (情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号 965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 市民部市民課 0242-39-1229
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号 965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号 受付窓口 市民部市民課 0242-39-1229
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年2月17日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年2月17日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	・通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			等について」を元に、職員研修を実施し、取扱い等に関する るリスクへの対策を講じている。			

9. 監査								
実施の有無		[] 自己	点検	[0] Þ	内部監査	[〕外部監査	
10. 従業者に対する	教育•啓	発						
従業者に対する教育・	啓発	[十分	に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 最も優先度が高	いと考え	られる対策			[]全項	[目評価又[は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考 る対策	<	選択肢 1)目 を 4) の 外 2) 的 を 3) 権 委 不 情 報 報 で 6) 情 特 定 個 8) 特 定 個	ない者によって における不正な 提供・移転が行 供ネットワーク:	れるリスクへ 事務に必要 不正に使用等のリ けんるリスク システムを 通システムを 通システムを 遅い い・滅失・毀損	の対策 のない情報と されるリスクィ スクへの対策 マへの対策(委) じて目的外の じて不正な提	の紐付けが への対策 そ 話や情報提供さ ひ入手が行れ 提供が行われ	行われるリスクへ ^{ҟットワークシステムを通} っれるリスクへの対策	低にた提供を除く。) 1策
当該対策は十分か【再	掲】	[+	-分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
判断の根拠	ガびをガ原契にの	バメントクラワ その業務デー 有する。 バメントクラワ 則を履行させ 終務る。 体的な取りも	ータの取扱いに ウド上での業務 バメントクラウドに せることで対応す ーションサービ	データの取扱 ついて委託。 アプリケーシ こ起因する事 する。また、カ スを提供する	を受けるASP. コンの運用等 象の場合は、 ババメントクラワ るASP又はガ	又はガバメン に障害が発 . 国はクラウ ウドに起因し バメントクラウ	条データを保有する トクラウド運用管理 生する場合等の交 ド事業者と契約する ない事象の場合は ウド運用管理補助 デジタル庁及び関	里補助者が責任 対応については、 る立場から、その は、地方公共団体 者が対応するも

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	5. 評価実施機関における担 当部署 〇所属長 5. 評価実施機関における担 当部署 〇所属長 5. 評価実施機関における担 当部署 〇所属長	課長 廣瀬 源	課長 小林 靖	事後	
平成30年5月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 〇所属長	課長 小林 靖	課長 玉川 栄美	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ○所属長	課長 玉川 栄美	課長	事後	
平成31年4月1日	様式変更			事後	
令和1年12月25日	評価再実施			事後	
令和7年3月24日	評価再実施			事後	